

令和 7 年 11 月 12 日

障害福祉サービス等事業所 各位

障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について(通知)

平素は、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」(令和7年7月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡)を受け、本市では国民健康保健団体連合会に審査支払事務を委託していることから、契約内容報告書の提出を省略することとしました。

これにより、令和 7 年 11 月 12 日以降に契約された内容については、本市への契約内容報告書の提出は不要となります。また、現時点で未提出の過去契約分についても、提出は不要とします。

ただし、請求明細書情報により契約内容の確認ができない場合等には、提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、契約内容報告書の提出は省略されますが、事業所におかれましては契約内容の記録を適切に保存・管理いただきますよう、引き続きご対応をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

堺市 健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課

TEL 072-228-7510(直通)

FAX 072-228-8918